



「第4期徳島県医療費適正化計画（素案）」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県民の医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき、第4期徳島県医療費適正化計画の策定を進めているところです。

このたび、計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月15日（月）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 国保・地域共生課

国保運営・保険者支援担当

電話：088-621-2190 FAX：088-621-2913

メールアドレス：kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

（パブリックコメント）



Q1 「徳島県医療費適正化計画」ってどんな計画？

現在、徳島県では、急速な少子・高齢化、経済の低成長等、医療を取り巻く環境が大きく変化している中で、国民皆保険制度を持続可能なものとし、県民の生活の質の向上を図るため、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保する必要があります。

このため、県では、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間として、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び取組を定めて、目標の達成を通じて県民の医療費の伸びの抑制が図られることを目指し、徳島県医療費適正化計画を策定するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

別添資料をご一読いただき、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び取組を定めた「第4期徳島県医療費適正化計画」について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

(→ 別添資料を参照してください。)



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。